

節湯型機器 Q & A

Q1 「節湯型機器」とは、どのような商品のことをいうのですか？

A1 「住宅事業建築主の判断の基準」(経済産業省・国土交通省告示第2号；平成21年1月30日)において、給湯設備の給湯負荷を軽減できる機器として認められた商品のことをいい、節湯型機器の種類、判断基準が定められています。

Q2 なぜ、2ハンドル混合水栓は、「節湯型機器」の対象から除外されているのですか？

A2 最近是一般家庭においてはシングル湯水混合水栓、サーモスタット湯水混合水栓が多く普及しておりますので、基準を2ハンドル水栓以外の湯水混合水栓(シングル湯水混合水栓、サーモスタット湯水混合水栓、ミキシング湯水混合水栓)としています。2ハンドル水栓は、他の形式の混合水栓に比べ湯温度の調整が困難であるために無駄な湯水の消費が増えるとされていることから、「節湯型機器」の判断基準では2ハンドル湯水混合水栓を対象から除外しています。

Q3 なぜ、洗面水栓が、「節湯型機器」の対象から除外されているのですか？

A3 洗面行為による湯の消費量が少ないこと、および、洗面水栓における効果的な節湯機能がないことから、洗面水栓に節湯型機器の設定がありません。

Q4 「節湯型機器」は、どのような認証機関によって認証されたものですか？

A4 定められた認証機関によって認証されたものではなく、水栓メーカー自らが日本バルブ工業会の定めたモニター方法に基づき検証を行い、基準を満たす製品に対して自己認証を行っています。

Q5 「節湯型機器」に適合している水栓金具はどのような方法で確認することができますか？

A5 各メーカーが発行するカタログやホームページ上でご確認いただけます。不明な場合は、各メーカーにお問い合わせください。

Q6 「節湯型機器」への該当を証明する書類が必要な時は、どうしたらよいですか？

A6 製品品番と該当する節湯種類(節湯A、節湯B、節湯AB)が明記された、各メーカーが発行するカタログ(コピー可)、ホームページ上に準備する承認図(商品図)、節湯型機器適合証明書をご利用ください。不明な場合は、各メーカーにお問い合わせください。

Q7 節湯型機器を設置することで、家族構成4人の標準世帯で、年間どれぐらいの節約効果が期待できますか？

A7 台所水栓を節湯型機器にすることで、従来型(最適流量6L/分)と比較して、節湯Bで約17%、節湯AB

で約24%給湯量の削減することが可能であるため、節湯Bで年間約5,000円(内訳:上下水道1,700円、都市ガス料金3,300円)、節湯ABで年間約7,100円(内訳:上下水道2,400円、都市ガス4,700円)の節約ができます。

また、浴室シャワー水栓を節湯型機器にすることで、従来型(最適流量10L/分)と比較して、節湯Bで約15%、節湯ABで約32%給湯量を削減することが可能であるため、節湯Bで年間約5,600円(内訳:上下水道1,900円、都市ガス3,700円)、節湯ABで年間約12,000円(内訳:上下水道4,100円、都市ガス7,900円)の節約ができます。

【試算条件】「住宅事業建築主の判断の基準における給湯設備のエネルギー消費量に関する評価方法」に示された一次エネルギー消費量(東京)、年間給湯量の試算条件に基づき算出。

【引用元】「住宅事業建築主の判断の基準におけるエネルギー消費量計算方法の解説」(2010年3月版)

【単価】「エコ効果算出条件(バルブ工業会)」より、上下水道:265円/m³(税込み)、都市ガス:165円/m³(税込み)

Q8 シャワーにおいて、「節湯AB(手元止水機能+小流量吐水)」の採用が条件となっておりますが、シャワーヘッド単体で、節湯AB基準を満たしていればよいのでしょうか？

A8 シャワーヘッド単体では、「節湯型機器」の基準を満たすことができません。「節湯型機器」の基準を満たすためには、2ハンドル水栓以外の湯水混合水栓(サーモスタット湯水混合水栓、ミキシング湯水混合水栓、シングル湯水混合水栓)と組み合わせることが必要になります。

Q9 現在、オーバーヘッドシャワー(壁付けシャワー)を検討しておりますが、節湯ABを満たしている商品はありますか？ また、節湯ABのものがない場合、オーバーヘッドタイプで節湯ABを満たすためになにか方法がありましたら、教えてください。

A9 節湯ABの基準を満たすオーバーヘッドシャワーの有無については、水栓メーカーにお問い合わせください。節湯ABの基準を満たすものがない場合、節湯B(最適流量が8.5L/分以下)のオーバーヘッドシャワーに、手元止水機構をもつサーモスタット湯水混合水栓やミキシング湯水混合水栓を組み合わせることで、節湯ABの基準を満たす製品にすることは可能ですが、その組合せで、モニターを実施して、節湯AB基準に適合していることを認証する必要があります。

Q10 シャワーヘッドなどを他社製品のの水栓と組み合わせた場合も、節湯型機器の判定基準に適合させることは可能でしょうか？

A10 他社製品との組合せでも、モニター評価にて基準適合が確認できれば、節湯型機器とすることができます。モニター評価は、日本バルブ工業会が定めたモニター方法に従って、組み合わせた製品を節湯型機器として販売したい方が、自ら評価することになります。

Q11 弊社Aで販売しているユニットバスはB社よりOEMで提供いただいておりますが、シャワー水栓の節湯機器の証明書を発行する際、B社で発行している証明書を利用し、発行者(名称・住所)を弊社Aとして証明書を作成してよいものでしょうか(弊社Aでは検証は行っておりません)。なおOEM製品のシャワーヘッド・水栓の組合せは同じ組合せとなります。

A11 証明書は水栓の製造もしくは販売に関わる各社の責任において発行してください。ご質問の例で言えば、B社の上承があれば、B社の証明書を用いても問題はありませぬ。ただし、誤解を与えないように、貴社で販売する製品は、B社からのOEM提供であること、B社の発行する

証明書の内容と同じ製品であることを明記する必要があります。 [証明書の例](#)は次のページ

Q12 弊社 OEM の表記の件ですが必要でしょうか？ また証明にあたり製品の登録は必要でしょうか？ メーカーの発行する証明書のみで対応できるのでしょうか？

A12 OEM 製品を貴社で検証し、貴社名で証明書を発行する場合は、OEM の表記は必要としません。製品の登録は貴社で行って下さい。OEM メーカーの発行する証明書を利用する場合は、Q&A11と同様です。

OEM 節湯機器販売時の証明書の例

社団法人日本バルブ工業会 / 節湯WG

- Q 弊社 A で販売しているユニットバスは B 社より OEM で提供いただいておりますが、シャワー水栓の節湯機器の証明書を発行する際、B 社で発行している証明書を利用し、発行者(名称・住所)を弊社 A として証明書を作成してよいものでしょうか(弊社 A では検証は行っておりません)。なお OEM 製品のシャワーヘッド・水栓の組合せは同じ組合せとなります。
- A 証明書は水栓の製造もしくは販売に関わる各社の責任において発行してください。ご質問の例で言えば、B 社の了承があれば、B 社の証明書を用いても問題はありません。ただし、誤解を与えないように、貴社で販売する製品は、B 社からの OEM 提供であること、B 社の発行する証明書の内容と同じ製品であることを明記する必要があります。

証明書の例

発効日：平成 24 年 × 月 × 日

発行者の名称：株式会社 A
住 所：東京都港区芝公園 3-5-8

節湯型機器適合証明書

「発行者」には証明の責任をもつ会社名を表示する

下記製品につき住宅事業建築主の判断の基準への適合を証明します。

製品を製造する工場の名称及び所在地	株式会社 C 本社 埼玉県さいたま市 × 区 × × 1-1 株式会社 C 工場 新潟県三条市 × × 1-1
製品品番	別紙に記載した一覧による
適合する基準名	エネルギー使用の合理化に関する法律 「住宅の省エネルギー性能の向上を促す措置」 住宅事業建築主の判断の基準
適合する仕様区分	給湯設備の一次エネルギー消費量 節湯型機器 節湯 A B
適合評価方法	(社)日本バルブ工業会 節湯モニター基準による
製品の品質確認実施事務所	株式会社 C
製品の製造元(OEM 先)	株式会社 B

OEM の場合は、OEM 先がわかるように表示する